

歯科臨床研修修了判定基準

【1年次】

研修期間1年間の終了時に、久留米大学病院歯科臨床研修管理委員会、臨床研修委員会において総合的に修了の判定をおこなう。

I 研修実施期間の評価

- ・ 研修期間1年間を通じた休止期間の上限は45日とする。
- ・ 研修休止の理由として認められるものは、傷病、妊娠、出産、育児、その他の正当な理由であること。

II 研修目標の達成度の評価

厚生労働省から提示されている「臨床研修の到達目標」の目標達成度は、オンライン臨床研修評価システム(DEBUT)のデータを基に、久留米大学病院歯科臨床研修管理委員会、臨床研修委員会が評価する。

1) DEBUTによる評価

- ・ 各研修医が担当した患者および症例について自己評価を各自が入力する。
この自己評価について指導医が評価を行なう。
全ての評価項目を習得した場合に修了判定とする。

2) 教育行事参加の状況

- ・ 研修医会、感染対策・医療安全講習会(各年2回以上)、院内CPC(年4回以上)、新採用者オリエンテーションなどの教育的行事への出席状況は判定会議の資料とする。

III 臨床医としての適性の評価

- ・ 歯科臨床研修管理委員会が評価する。

【2年次】

当院における研修期間2年間の終了時に、臨床研修委員会において総合的に修了の判定をおこなう。

I 研修実施期間の評価

- ・ 研修期間2年間を通じた休止期間の上限は90日とする。
- ・ 研修休止の理由として認められるものは、傷病、妊娠、出産、育児、その他の正当な理由であること。

II 研修目標の達成度の評価

1) 臨床研修の到達目標を基に、評価表を用いて達成度を臨床研修委員会が評価する。

2) 教育行事参加の状況

- ・ 研修医会、感染対策・医療安全講習会(各2回以上)、院内CPC(年4回以上※半年間出向する場合は2回以上とする)、教育的行事への出席状況は判定会議の資料とする。

III 臨床医としての適性の評価

- ・ 臨床研修委員会が評価する。